

議案第 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年） 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市消防事務手数料条例（平成22年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1, 580, 000円
1, 940, 000円
2, 260, 000円

」

を

「

1, 590, 000円
1, 950, 000円
2, 270, 000円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る審査の手数料について適用し、同日前にされた申請に係る審査の手数料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市消防事務手数料条例新旧対照表
(現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(3) 危険物 貯蔵所の 設置許可 申請手数料	法第11条第1 項前段の規定 に基づく貯蔵 所の設置の許 可の申請に対 する審査	オ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリット ル以上5万キロリッ トル未満のもの	1,580,000円
			危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリット ル以上10万キロリッ トル未満のもの	1,940,000円
			危険物の貯蔵最大数 量が10万キロリット ル以上20万キロリッ トル未満のもの	2,260,000円

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(3) 危険物 貯蔵所の 設置許可 申請手数料	法第11条第1 項前段の規定 に基づく貯蔵 所の設置の許 可の申請に対 する審査	オ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリット ル以上5万キロリッ トル未満のもの	1,590,000円
			危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリット ル以上10万キロリッ	1,950,000円

			トル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,270,000円</u>

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の 一部を改正する政令の概要

1 概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に規定する手数料の額の標準を引き上げる改正を行うもの。

2 改正内容

令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げ（8%→10%）により、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比して増額となる 39 件について改定を行う。

具体的な改正の内容は別表のとおり。

3 施行期日

施行日 令和元年 10 月 1 日

[別表]

○ 今回手数料の標準額の改定を行う事務一覧

(単位：円)

事務名	現行の標準額	改定後の額
◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）関係		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	8,600	8,700
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	11,000	12,000
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	11,000	12,000
◎消防法（昭和23年法律第186号）関係		
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量10,000k1以上50,000k1未満	1,580,000	1,590,000
同 貯蔵最大数量50,000k1以上100,000k1未満	1,940,000	1,950,000
同 貯蔵最大数量100,000k1以上200,000k1未満	2,260,000	2,270,000
消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 甲種危険物取扱者試験の実施	6,500	6,600
同 乙種危険物取扱者試験の実施	4,500	4,600
同 丙種危険物取扱者試験の実施	3,600	3,700
◎火薬類取締法（昭和25年法律第149号）関係		
火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	17,000	18,000
○建築士法（昭和25年法律第202号）関係		
建築士法第4条第2項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	19,200	19,300

建築士法第 13 条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	17,700	17,900
○採石法（昭和 25 年法律第 291 号）関係		
採石法第 32 条の 13 第 1 項の規定に基づく業務管理者試験の実施	8,000	8,100
○毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係		
毒物及び劇物取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	20,600	20,700
○高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）関係		
高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 18 条第 2 項第 1 号の規定に基づく高圧ガス保安法第 31 条第 2 項に規定する製造保安責任者試験の実施 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000	9,300
同 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	8,500	8,800
同 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,400	8,700
同 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	7,900	8,200
同 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000	9,300
同 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	8,500	8,800
同 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000	9,300
同 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	8,500	8,800
同 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,400	8,700
同 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	7,900	8,200
高圧ガス保安法第 31 条第 2 項の規定に基づく販売主任者試験の実施 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,600	7,900
同 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	7,100	7,400
同 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,000	6,200
同 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	5,500	5,700
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）関係		

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 その他の者に対する講習会	6,800	6,900
銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12,300	12,700
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	9,700	9,800
○電気工事士法（昭和35年法律第139号）関係		
電気工事士法第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付 第一種電気工事士免状	5,900	6,000
同 第二種電気工事士免状	5,200	5,300
電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	2,600	2,700
電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	2,000	2,100
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）関係		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	20,700	21,400
同（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	20,200	20,900
○職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）関係		
職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 実技試験	17,900	18,200
○警備業法（昭和47年法律第117号）関係		
警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	38,000	39,000